

○「機械装置」に含まれる「設備の用途又は細目」名称リスト

出典：平成20年(2008年)改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令  
 <(一社)日本ロボット工業会、平成26年(2014年)11月26日現在>

番号	番号細目
1	食料品製造業用設備
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備
3	繊維工業用設備
4	木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備
5	家具又は装備品製造業用設備
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備
7	印刷業又は印刷関連業用設備
8	化学工業用設備
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備
10	プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)
11	ゴム製品製造業用設備
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備
13	窯業又は土石製品製造業用設備
14	鉄鋼業用設備
15	非鉄金属製造業用設備
16	金属製品製造業用設備
17	はん用機械器具製造業用設備(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)
18	生産用機械器具製造業用設備(物の生産の用に供されるもの)
19	業務用機械器具製造業用設備(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)(第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。)
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備
21	電気機械器具製造業用設備
22	情報通信機械器具製造業用設備
23	輸送用機械器具製造業用設備
24	その他の製造業用設備
25	農業用設備
26	林業用設備
27	漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)
28	水産養殖業用設備
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備
30	総合工事業用設備
31	電気業用設備
32	ガス業用設備
33	熱供給業用設備
34	水道業用設備
35	通信業用設備
36	放送業用設備
37	映像、音声又は文字情報制作業用設備
38	鉄道業用設備
39	道路貨物運送業用設備
40	倉庫業用設備
41	運輸に附帯するサービス業用設備
42	飲食料品卸売業用設備
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備
44	飲食料品小売業用設備
45	その他の小売業用設備
46	技術サービス業用設備(他の号に掲げるものを除く。)
47	宿泊業用設備
48	飲食店業用設備
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備
50	その他の生活関連サービス業用設備
51	娯楽業用設備
52	教育業(学校教育業を除く。)又は学習支援業用設備
53	自動車整備業用設備
54	その他のサービス業用設備
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの

(注)証明書・「設備の用途又は細目」に表記する場合、括弧部分は不要です。